

新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得に関する 審査結果について

平成31年1月18日
公正取引委員会

公正取引委員会は、新日鐵住金株式会社（法人番号3010001008848）（以下「新日鐵住金」という。）による山陽特殊製鋼株式会社（法人番号6140001058935）（以下「山陽特殊製鋼」といい、新日鐵住金と山陽特殊製鋼を併せて「当事会社」という。）の株式取得について、新日鐵住金から独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当事会社が申し出た問題解消措置を講じることが前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、新日鐵住金に対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了した。

第1 本件の概要

本件は、新日鐵住金が、山陽特殊製鋼の株式に係る議決権の51.5%を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画しているものである。

第2 本件の経緯

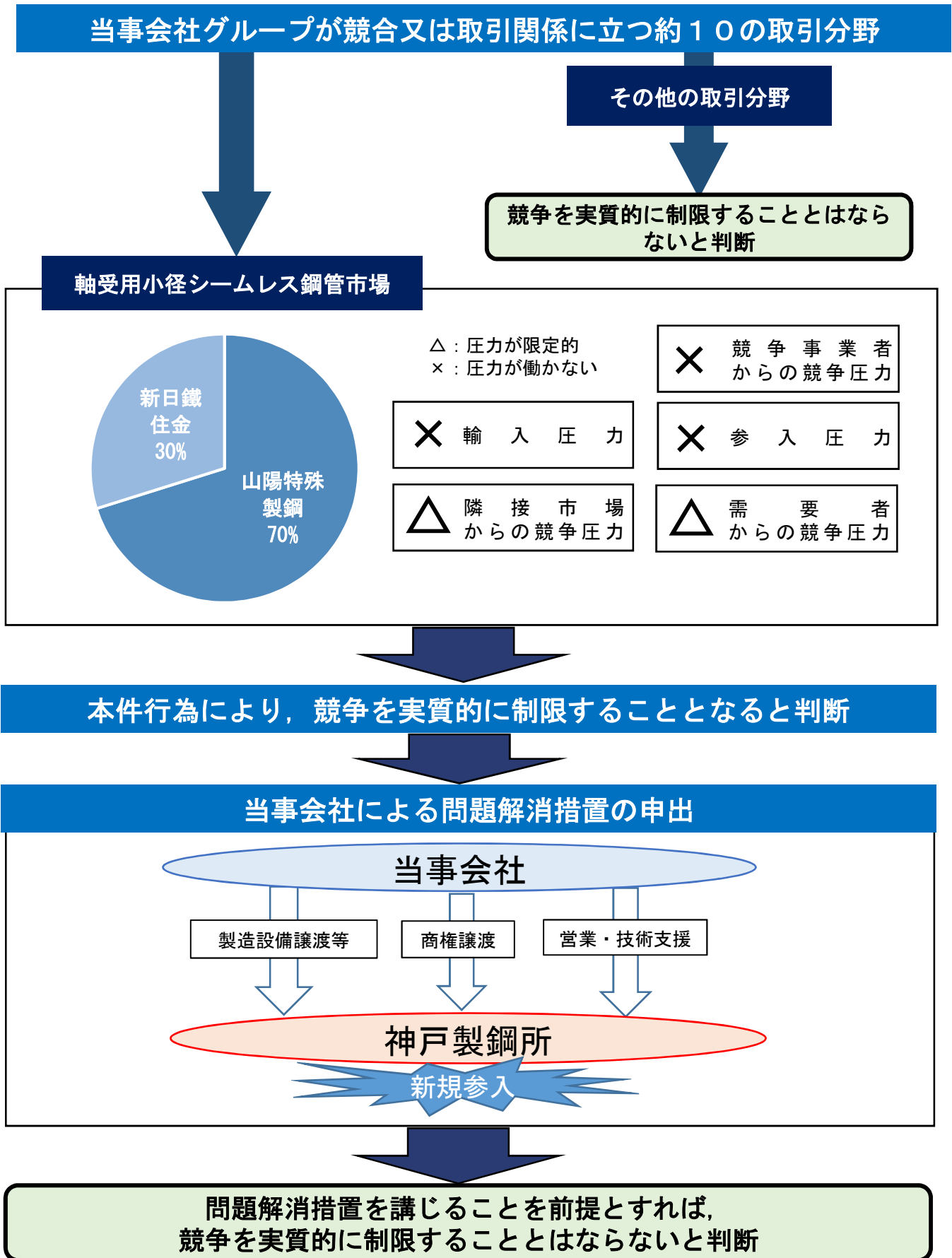
平成30年 7月20日 株式取得に関する計画の届出の受理（第1次審査の開始）
8月17日 報告等の要請（第2次審査の開始）
12月14日 全ての報告等の受理
（意見聴取の通知期限：平成31年3月15日）
平成31年 1月18日 排除措置命令を行わない旨の通知

第3 結論

公正取引委員会は、当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置を講じることが前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した（審査結果の詳細については別紙参照）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課
電話 03-3581-3719（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

本件審査の概要図



新日鐵住金株式会社による山陽特殊製鋼株式会社の株式取得に関する 審査結果について

第1 当事会社

新日鐵住金株式会社（以下「新日鐵住金」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「新日鐵住金グループ」という。）及び山陽特殊製鋼株式会社（以下「山陽特殊製鋼」といい、同社と既に結合関係が形成されている企業の集団を「山陽特殊製鋼グループ」という。また、新日鐵住金及び山陽特殊製鋼を併せて「当事会社」といい、新日鐵住金グループ及び山陽特殊製鋼グループを併せて「当事会社グループ」という。）は、鉄鋼製品の製造販売業等を営む会社である。

第2 本件の概要及び関係法条

本件は、新日鐵住金が山陽特殊製鋼の株式に係る議決権の51.5%を取得すること（以下「本件行為」という。）を計画しているものである。

関係法条は、独占禁止法第10条である。

第3 本件審査の経緯等

1 本件審査の経緯

当事会社は、平成30年3月以降、本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと考える旨の意見書及び資料を自主的に公正取引委員会に提出し、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持った。その後、同年7月20日に、新日鐵住金から、独占禁止法の規定に基づき本件行為に関する計画届出書が提出されたため、当委員会はこれを受理し、第1次審査を開始した。当委員会は、上記届出書その他の当事会社から提出された資料を踏まえつつ、第1次審査を進めた結果、より詳細な審査が必要であると認められたことから、同年8月17日に新日鐵住金に対し報告等の要請を行い、第2次審査を開始するとともに、同日、第2次審査を開始したこと及び第三者からの意見書を受け付けることを公表した。

第2次審査において、当委員会は、当事会社の求めに応じて、当事会社との間で数次にわたり会合を持ち、論点等の説明及び議論を行った。また、新日鐵住金から順次提出された報告等のほか、需要者、流通業者、競争事業者等に対するヒアリング、書面調査及び経済分析の結果等を踏まえて、本件行為が競争に与える影響について審査を進めた。

なお、新日鐵住金に対する報告等の要請については、平成30年12月14日に提出された報告等をもって、全ての報告等が提出された。

2 審査結果の概要

公正取引委員会は、当事会社グループが競合又は取引関係に立つ約10の取引

分野について審査を行い、そのうち軸受用小径シームレス鋼管については、下記第4から第7に記載のとおり、当事会社が当委員会に申し出た問題解消措置を前提とすれば、本件行為が競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

また、軸受用小径シームレス鋼管以外の各取引分野については、競争事業者からの競争圧力が認められる等の事情があることから、いずれも本件行為により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

第4 軸受用小径シームレス鋼管

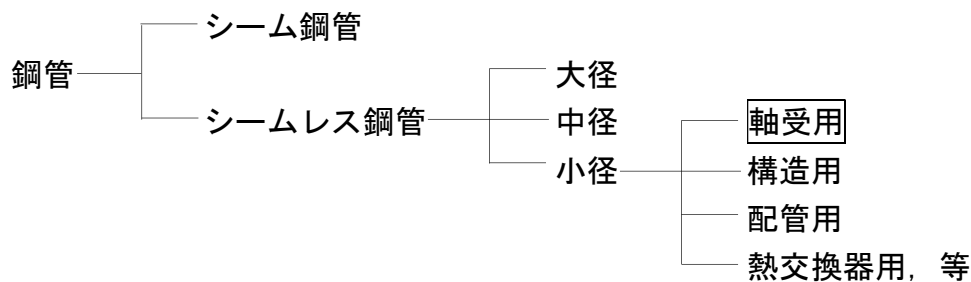
1 概要

鋼管とは、鋼を圧延し、又は鋼板を接合して作られる、断面が主に円形の形をした肉厚の薄い鋼材をいう。

鋼管は、製法により、棒状の鋼材の中心に孔をあけて製造するシームレス鋼管（継ぎ目無し）と、鋼板を成形ロールにて管状に整え、両端を溶接して製造するシーム鋼管（継ぎ目あり）に分類され、また、外径のサイズにより、小径（おおむね外径175ミリメートル以下）、中径（おおむね外径175ミリメートル超426ミリメートル以下）及び大径（おおむね外径426ミリメートル超）に分類される。

上記のうち、当事会社間で競合するのは、小径シームレス鋼管のみである。

また、小径シームレス鋼管は、さらに、用途により、軸受用、構造用、配管用、熱交換器用等に分類され、材質により、普通鋼、特殊鋼及びステンレス鋼に分類される¹。



2 一定の取引分野

(1) 商品範囲

ア シームレス鋼管とシーム鋼管

シームレス鋼管は、継ぎ目からの腐食・破損の危険がないため、シーム鋼管を用いることができない高温・高圧の環境などで用いられる。また、シ-

¹ 普通鋼とは、炭素の含有量が2.14%以下であり、その他の元素の含有量が少なく、かつ、特殊な熱処理を行っていない鋼材をいい、特殊鋼とは、鉄を主成分とした普通鋼以外の鋼材をいう。ステンレス鋼は、主成分の鉄（50%以上）に10.5%以上のクロム及び1.2%以下の炭素を添加したものであり、耐食性、耐熱性等に優れていることから、他の特殊鋼とは独立した鋼材として取り扱われている。

ム鋼管より価格が3割程度高いことから、シーム鋼管を使用できる環境下では通常用いられない。このため、シームレス鋼管とシーム鋼管との間に需要の代替性は認められない。また、シームレス鋼管とシーム鋼管は、製造設備及び製造方法が異なり、製造を転換することは容易でないことから、供給の代替性も認められない。

したがって、シームレス鋼管とシーム鋼管とは、別の商品範囲を構成する。

イ 小径シームレス鋼管と中径及び大径シームレス鋼管

需要者は、使用目的に応じて、小径シームレス鋼管と中径及び大径シームレス鋼管を使い分けており、小径シームレス鋼管に代えて中径及び大径シームレス鋼管を使用することはできないため、これらの鋼管の間に需要の代替性は認められない。また、小径シームレス鋼管と中径及び大径シームレス鋼管とは、製造設備が異なり、製造を転換することは容易でないことから、供給の代替性も認められない。

したがって、小径シームレス鋼管と中径及び大径シームレス鋼管とは、別の商品範囲を構成する。

ウ 用途の異なる鋼管

小径シームレス鋼管は、用途ごとに成分等が異なり、これにより、耐摩耗性、強度等の程度が異なるため、通常は、需要者において、異なる用途の小径シームレス鋼管を代替的に用いることはない。また、軸受用の小径シームレス鋼管については、製造設備及び製造方法が他の用途のものとは一定程度異なるため、供給の代替性は限定的である。

したがって、軸受用の小径シームレス鋼管については独立した商品範囲を構成するものと認められる²⁾ ³⁾。

エ 小括

以上のとおり、「軸受用小径シームレス鋼管」を商品範囲として画定した⁴⁾。

(2) 地理的範囲

²⁾ 軸受用の小径シームレス鋼管の材質はそのほとんどが特殊鋼であり、普通鋼又はステンレス鋼を材質として使用したものはごく僅かである。

³⁾ 用途間の代替性について、当事会社の販売実績データを用い、当事会社の分類に従い、化学成分等が異なる小径シームレス鋼管の平均価格を算出し、価格分析を行ったが、その結果、軸受用小径シームレス鋼管と軸受用以外的小径シームレス鋼管は、価格差は小さいとはいえず、価格の相関関係も弱かった。したがって、軸受用小径シームレス鋼管と軸受用以外的小径シームレス鋼管が同一の商品範囲を構成するという仮説を支持する結果は得られなかった。

⁴⁾ 軸受用小径シームレス鋼管の市場規模は約120億円である。

軸受用小径シームレス鋼管は、日本国内での輸送に関し、輸送の難易性や輸送費用の点から制約があるわけではなく、供給者は日本全国において販売を行っている。また、地域により販売価格が異なるといった事情は認められない。したがって、「日本全国」を地理的範囲として画定した。

3 競争の実質的制限についての検討

(1) 当事会社の地位及び競争状況

当事会社は、いずれも軸受用小径シームレス鋼管を製造販売していることから、本件は、水平型企业結合に該当する。

平成28年度における軸受用小径シームレス鋼管の国内市場の状況は下表のとおりであり、本件行為後の当事会社の市場シェアは約100%（第1位）、HHI⁵は約10,000、HHIの増分は約4,200であることから、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【平成28年度における軸受用小径シームレス鋼管の市場シェア】

順位	会社名	市場シェア ⁶
1位	山陽特殊製鋼	約70%
2位	新日鐵住金	約30%
1位	当事会社合計	約100%

(2) 輸入

軸受用小径シームレス鋼管の輸入数量は不明であるが、同製品の主要な需要者に輸入品の使用実績はなく、また、輸入品の調達予定もないとのことである。したがって、輸入圧力は認められない。

(3) 参入

小径シームレス鋼管を製造販売するためには、専用の設備を備える必要があり、多額の設備投資費用を要する。日本国内において、過去10年間に小径シームレス鋼管の製造販売業に新たに参入した事例はなく、今後大きな需要の拡大も見込まれないことから、近い将来における新規参入の蓋然性は認められない。また、既に小径シームレス鋼管を製造販売している当事会社以外の鉄鋼メーカーにとっても、軸受用小径シームレス鋼管の製造販売業に新たに参入する場合には多額の設備投資が必要となることなどから、参入の蓋然性は認められない。

したがって、参入圧力は認められない。

⁵ ハーフィンダール・ハーシュマン指数（市場の集中度を表す指標で、一定の取引分野における各事業者の市場シェアの二乗の総和によって算出される。）

⁶ 67.5%以上72.5%未満を「約70%」とするなど、5%単位で記載している。

(4) 隣接市場からの競争圧力

軸受用小径シームレス鋼管に隣接する商品市場として、特殊鋼棒鋼⁷が存在するが、需要者である軸受メーカーは、特殊鋼棒鋼により製造可能なものは特殊鋼棒鋼で製造し、特殊鋼棒鋼では製造が困難なものは比較的高価な軸受用小径シームレス鋼管で製造するなど、既に使い分けを行っていることから、軸受用小径シームレス鋼管から特殊鋼棒鋼への切替えの可能性は限定的であると認められる⁸。

したがって、隣接市場からの競争圧力は限定的である。

(5) 需要者からの競争圧力

軸受用小径シームレス鋼管は、当事会社のみが製造し、輸入品も選択肢にならないことから、需要者である軸受メーカーに当事会社以外の選択肢はなく、その価格交渉力は限定的である。また、一般的に、最終需要者である自動車メーカー等は、集中購買⁹を背景とした価格交渉力を有しているものの、自動車メーカー等にとっても、軸受用小径シームレス鋼管に代わる他の選択肢はないことから、最終需要者からの競争圧力も限定的である。

したがって、需要者からの競争圧力は限定的である。

4 独占禁止法上の評価

本件行為により、当事会社は、軸受用小径シームレス鋼管の取引分野を独占することとなり、輸入圧力及び参入圧力が認められないことに加えて、隣接市場からの競争圧力及び需要者からの競争圧力も限定的であることから、当事会社が単独で価格等のある程度自由に左右することができる状態が現出し、本件行為が国内の軸受用小径シームレス鋼管の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められる。

第5 当事会社による問題解消措置の申出

当事会社に対し、上記4のとおり、本件行為により軸受用小径シームレス鋼管に係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる旨の指摘を行ったところ、当事会社から、以下の問題解消措置（以下「本件問題解消措置」

⁷ 棒鋼とは、棒状に圧延された鋼材であり、材質によって、普通鋼棒鋼、特殊鋼棒鋼及びステンレス鋼棒鋼、形状によって、丸棒鋼（断面が円形）、角棒鋼（断面が正方形）等がある。材質が特殊鋼である丸棒鋼を円筒状に加工することで、一部の用途について小径シームレス特殊鋼鋼管と同様に使用することが可能となる。

⁸ 軸受用小径シームレス鋼管と特殊鋼棒鋼の切替えの程度について、平成28年1月にA社において発生した加熱炉の爆発事故により、平成28年3月までの約3か月間、軸受用の棒鋼を含む特殊鋼棒鋼の生産能力が減少した時期に、軸受用の鋼管の販売数量及び価格に影響が生じたか、自然実験の考え方に基づいた分析を行った。データの利用可能性に限界があるため結果に一定の留保は必要であるものの、A社が生産能力を失っていた期間中に、当事会社の軸受用鋼管の販売数量が増えている、という仮説を支持する結果は確認できなかった。

⁹ 資材の調達を最終需要者が一括して行う購買方式。

という。)の申出があった。

1 設備譲渡

当事会社は、山陽特殊製鋼が所有する軸受用小径シームレス鋼管（以下軸受用小径シームレス鋼管を「本製品」という。）の圧延設備に係る一定割合の持分を株式会社神戸製鋼所（法人番号6140001005714）（以下「神戸製鋼所」という。）に譲渡し、神戸製鋼所は、当該設備について年間15,000トンの使用权を有する。当事会社は、神戸製鋼所から、年間15,000トン（神戸製鋼所が希望する場合には追加で1,000トン）を上限として、本製品の操業生産を受託する。神戸製鋼所が上限数量を超える数量の操業生産の委託を希望する場合は、当事者間で誠実に協議・決定する。

当事会社は、神戸製鋼所に対して、神戸製鋼所が本製品の販売において必要とする技術・品質情報を提供するとともに、本製品の新規仕様ニーズ、製品開発ニーズ等に対する技術サービス支援を行う。

2 商権譲渡

本製品について、当事会社が保有する本製品に係る一部の商権（年間計約14,000トン相当）を神戸製鋼所に譲渡する。当事会社は、商権譲渡実行日から3年間、自らが商権元となる譲渡対象商権の需要者に対して、譲渡対象商権に係る取引に関して神戸製鋼所が販売する本製品の使用推奨を行う。

3 情報遮断

当事会社は、本製品の操業生産の受託に伴って神戸製鋼所に係るセンシティブ情報（コスト情報、営業情報、顧客情報等）が当事会社の営業部門等に関示等されることのないよう、自社内に適切な情報遮断措置を講じる。具体的な内容については、事前に公正取引委員会の承認を得る。

4 公正取引委員会への報告

当事会社は、公正取引委員会に対し、本件問題解消措置の実施状況に関する年1回の定期報告を、本件実行日から原則として5年間にわたり行う。また、当委員会からの求めに応じて、必要な報告等を行う。

第6 本件問題解消措置に対する評価

1 措置内容の評価

本件問題解消措置に従って設備譲渡等を受ける第三者は、設備譲渡により、山陽特殊製鋼が所有する本製品の圧延設備の一定割合の持分及び年間15,000トンの当該設備の使用权を取得するとともに、当事会社に対して、年間15,000トン（当該第三者が希望する場合には追加で1,000トン）の本製品の操

業生産の委託を行うことができる。また、商権譲渡により、年間計約14,000トン相当の商権を取得することになる。さらに、本製品の製品開発等に関する必要な技術サービス支援を受けることができる。

したがって、かかる設備譲渡等が適切な第三者に対してなされれば、新たに最大25%の市場シェアを有する有力な事業者が市場に参入し、当該事業者からの競争圧力が働くものと認められる。

2 神戸製鋼所の評価

神戸製鋼所は、新日鐵住金と同じく高炉法¹⁰により鉄鋼製品を製造する事業者であり、国内粗鋼生産能力では第3位に位置するほか、特殊鋼棒鋼を軸受メーカーに販売しており、既に軸受メーカー向けの商流網を確立している。

このため、本件問題解消措置に従って設備譲渡等がなされれば、神戸製鋼所は、短期間のうちに少なくとも商権譲渡分の本製品の販売が可能になると認められる。

したがって、設備譲渡等を受ける第三者として、神戸製鋼所は適切であると認められる。

3 その他

当事会社が自社内で情報遮断措置を講じ、その内容について事前に公正取引委員会の承認を得ることは、当事会社が神戸製鋼所の営業情報等を取得すること等により協調的關係が生じることを防止する観点から、また、当事会社が神戸製鋼所から取得した情報を不当に有利に利用することを防止する観点から、適切であると認められる。

また、本件問題解消措置の実施状況について、当委員会への定期報告その他必要な報告を行うことは、本件問題解消措置の履行監視の観点から適切であると認められる。

4 小括

以上のとおり、本件問題解消措置を前提とすれば、新たに有力な競争事業者として神戸製鋼所が市場に参入することで、本件行為以前と同程度の競争環境が維持されるものと評価できることから、本件行為により、国内の軸受用小径シームレス鋼管の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められる。

第7 結論

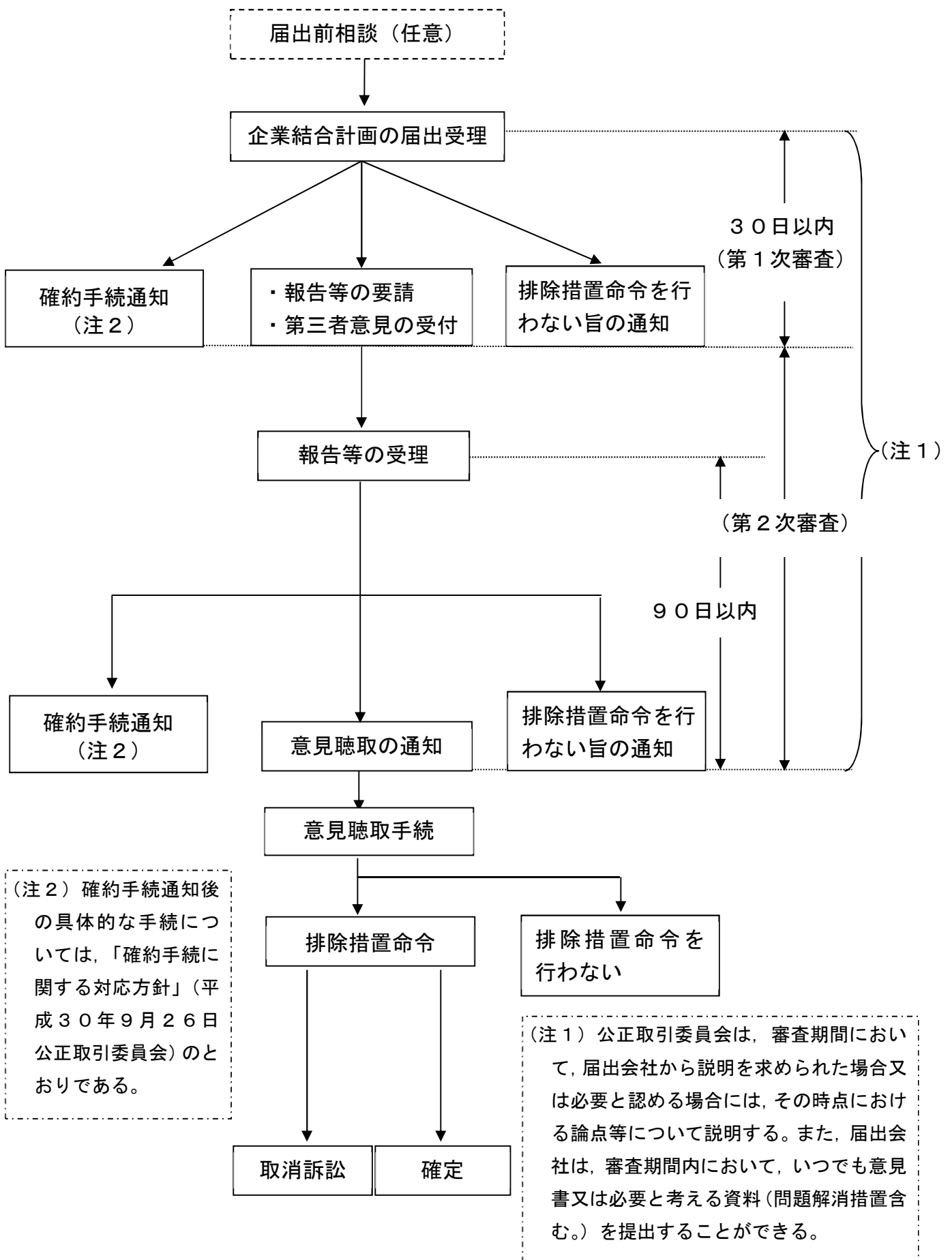
当事会社が本件問題解消措置を講じることを前提とすれば、本件行為が一定の

¹⁰ 鉄鉱石などの埋蔵資源を活用する製造方法。鋼材の製造方法としては、高炉法のほか、スクラップを活用する電気炉製鋼法がある。

取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。

以上

(参考1) 企業結合審査のフローチャート



(参考2) <企業結合審査のフローチャート>

企業結合審査の対象となるか否かの判断

株式保有、役員の兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等の行為類型ごとに検討

例：企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権を合計した割合が50%超 又は20%超かつ同割合の順位が単独第1位
兼任役員が双方に代表権を有する 等

例：議決権保有比率が10%以下 かつ役員兼任なし
同一の企業結合集団に属する会社の合併、事業譲受け 等

対象となる

対象とならない

一定の取引分野の画定

当事会社グループが行っている事業全てについて、取引対象商品の範囲、地理的範囲等をそれぞれ画定する。一定の取引分野の画定に当たっては、基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点からも判断することとなる。

画定された一定の取引分野ごとに競争を実質的に制限することとなるか否かを判断

該当しない 【水平型】①HHI 1,500 以下 ②HHI 1,500 超 2,500 以下かつHHI 増分 250 以下 又は ③HHI 2,500 超かつHHI 増分 150 以下 該当する
該当しない 【垂直・混合型】①市場シェア 10%以下 又は ②HHI 2,500 以下かつ市場シェア 25%以下 該当する

2つの観点から検討

単独行動による競争の実質的制限についての検討

【当事会社グループの地位及び競争者の状況】
・市場シェア及びその順位
・当事会社間の従来競争の状況等
・競争者の市場シェアとの格差
・競争者の供給余力及び差別化の程度
【輸入】
制度上の障壁の程度、輸入に係る輸送費用の程度や流通上の問題、輸入品との代替性の程度、海外の供給可能性の程度
【参入】
制度上・実態面での参入障壁の程度、参入者の商品との代替性の程度、参入可能性の程度
【その他】
・隣接市場からの競争圧力・需要者からの競争圧力
・総合的な事業能力 ・効率性 ・経営状況 等

協調的行動による競争の実質的制限についての検討

【当事会社グループの地位及び競争者の状況】
・競争者の数等
・当事会社間の従来競争の状況等
・競争者の供給余力
【取引の実態等】
取引条件、需要動向、技術革新の動向、過去の競争の状況 等
【その他】
・輸入、参入、隣接市場、需要者からの競争圧力
・効率性及び当事会社グループの経営状況 等

各要素を総合勘案

各要素を総合勘案

問題あり

問題あり

問題なし

問題なし

単独・協調とも問題がない場合に限る。

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとの判断

問題解消措置

排除措置の対象

直ちに一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないとの判断